

令和 3 年

五所川原市教育委員会

第 3 回 定 例 会

提案事件綴

(追加議案)

五所川原市教育委員会

目 次

1	議案第 1 5 号	五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	P	1
2	議案第 1 6 号	五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について	P	3
3	議案第 1 7 号	G I G A スクール構想の実現に向けた計画書について	P	6
4	議案第 1 8 号	五所川原市教育委員会職員の人事について	P	7

議案第 15 号

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 23 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

組織の改編及び分掌事務の見直しに伴い、当該規則の一部を改正するものである。

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成１７年五所川原市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第１条の２の表中

「

社会教育課		社会教育係、文化係
	少年相談センター	
スポーツ振興課		スポーツ振興係

」

を

「

社会教育課		社会教育係、文化係、スポーツ振興係
	少年相談センター	

」

に改める。

第２条の表教育総務課の部教育総務室の款第３号中「（市浦教育総務室に限る。）」を削り、同表社会教育課の部に次のように加える。

スポーツ振興係

- （１）スポーツの振興及びレクリエーションに関すること。
- （２）スポーツの調査、研究及び統計に関すること。
- （３）スポーツ推進委員に関すること。
- （４）中学生以下の各種競技会派遣費の補助に関すること。
- （５）体育施設の建設及び整備計画に関すること。
- （６）体育用備品の貸出しに関すること。
- （７）国民体育大会に関すること。
- （８）五所川原市体育施設設置条例（平成１７年五所川原市条例第２０９号）に規定する体育施設に関すること。
- （９）前各号の掲げるもののほか、スポーツに関すること。

第２条の表スポーツ振興課の部を削り、同表学校教育課の部指導係の項第１０号中「適応指導員」を「教育支援センター指導員」に改める。

第７条第１項中「歴史民俗資料館、金木歴史民俗資料館及び」を削る。

第２０条を第２１条とし、第１９条を第２０条とする。

第１８条中「置く」を「置く。」に改め、同条を第１９条とする。

第１７条の次に次の１条を加える。

（主任専任員）

第１８条 課及び課内室に必要な応じ主任専任員を置く。

２ 主任専任員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な業務に従事する。

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

議案第16号

五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について

五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和3年3月23日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

組織の改編に伴い、当該規程の一部を改正するものである。

五所川原市教育委員会処務規程及び五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令（案）

（五所川原市教育委員会処務規程の一部改正）

第1条 五所川原市教育委員会処務規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会○達記号の表中

「 社会教育課 五教委達（教社）
スポーツ振興課 五教委達（教ス）」

を

「 社会教育課 五教委達（教社）」

に、別表第2教育委員会○指令記号の表中

「 社会教育課 五教委指令（教社）
スポーツ振興課 五教委指令（教ス）」

を

「 社会教育課 五教委指令（教社）」

に、別表第2教育委員会○収発記号の表中

「 社会教育課 五教社発（収）
スポーツ振興課 五教ス発（収）」

を

「 社会教育課 五教社発（収）」

に改める。

別表第3歴史民俗資料館長職印の項及び金木歴史民俗資料館長職印の項を削る。

（五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部改正）

第2条 五所川原市教育委員会事務専決代決規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2特定専決事項の表中

「

	文化財	重要なもの	文化財の調査、保護及び活用	
スポーツ振興課	社会体育施設関係機関連絡調整	重要なもの	社会体育施設関係機関連絡調整	
	学校体育施設開放事業に係る開放の決定		学校体育施設開放事業に係る開放の決定	

」

を

「

	文化財	重要なもの	文化財の調査、保護及び活用	
	社会体育施設関係機関連絡調整	重要なもの	社会体育施設関係機関連絡調整	

	学校体育施設開放事業に係る開放の決定		学校体育施設開放事業に係る開放の決定	
--	--------------------	--	--------------------	--

に改める。

附 則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

議案第17号

GIGAスクール構想の実現に向けた計画書について

GIGAスクール構想の実現に向けた計画書を別冊のとおり策定する。

令和3年3月23日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

GIGAスクール構想の実現に向けた施策を推進するため、GIGAスクール構想の実現に向けた計画書を策定したので、教育委員会の同意を得るため提案するものである。

議案第 18 号

五所川原市教育委員会職員の人事について

五所川原市教育委員会職員の人事について別紙のとおり発令したいので、教育委員会の同意を求める。

令和 3 年 3 月 23 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則に基づく五所川原市教育委員会職員の任免その他の人事について、同意を求めるため提案するものである。